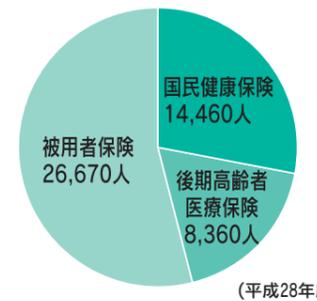




# 平成30年度から国民健康 将来にわたっ

# シリーズ国保① 健康保険税が変わります て安心の医療を

図1 本市の医療保険加入内訳



(平成28年度末)

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3134、白沢支所生活係 ☎内線33、利根支所生活係 ☎内線40

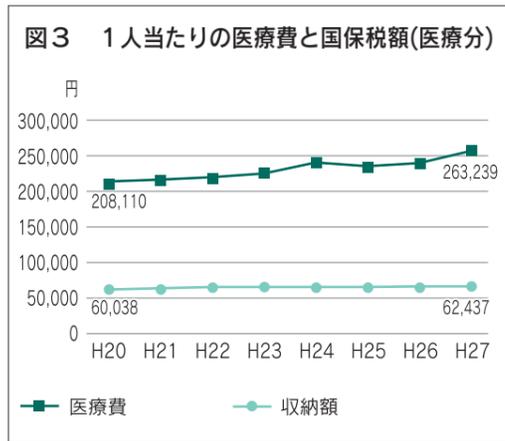


表1 医療費とその財源

科目	平成29年度当初予算	
	金額(円)	割合
歳出		
医療費	4,019,998,000	
国保税(医療分)	903,896,000	22.5%
国庫支出金	998,122,000	24.8%
県支出金	302,615,000	7.5%
歳入		
其他交付金	1,540,285,000	38.3%
法定繰入金	218,805,000	5.4%
歳入合計	3,963,723,000	98.6%

高齢化や医療技術の高度化は、医療費を増加させている。図3は、1人当たりの医療費と国保税額(医療分)の推移を示している。医療費は年々増加傾向にあるが、国保税額は比較的安定している。このように、医療費の増加は、国保税額だけではカバーできず、国庫や県からの補助金に依存している。表1は、医療費支出とその財源を比較したものである。医療費に占める国保税の割合は22.5%にとどまっています。後期高齢者支援金・介護納付金は、高齢化や医療技術の高度化に伴って、財源となる国保税は22.5%にとどまっています。

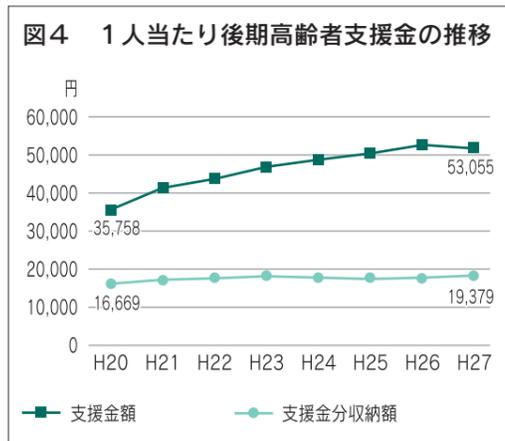


表2 後期高齢者支援金とその財源

科目	平成29年度当初予算	
	金額(円)	割合
歳出		
後期高齢者支援金	787,739,000	
国保税(支援金分)	283,005,000	35.9%
国庫支出金	321,273,000	40.8%
県支出金	54,927,000	7.0%
歳入		
其他交付金	15,439,000	2.0%
法定繰入金	68,687,000	8.7%
歳入合計	743,331,000	94.4%
収支差	△44,408,000	

後期高齢者医療費の増加に伴って、国保税だけではカバーできず、国庫や県からの補助金に依存している。表2は、後期高齢者支援金とその財源を比較したものである。国保税は35.9%に占め、国庫支出金は40.8%に占めている。図4と5は、それぞれ1人当たりの後期高齢者支援金と介護納付金の推移を示している。支援金は年々増加傾向にあるが、介護納付金は比較的安定している。

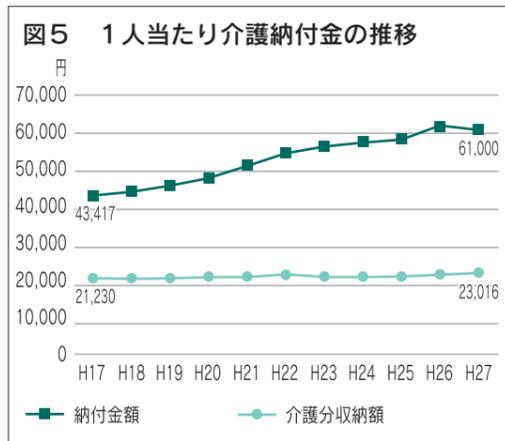


表3 介護納付金とその財源

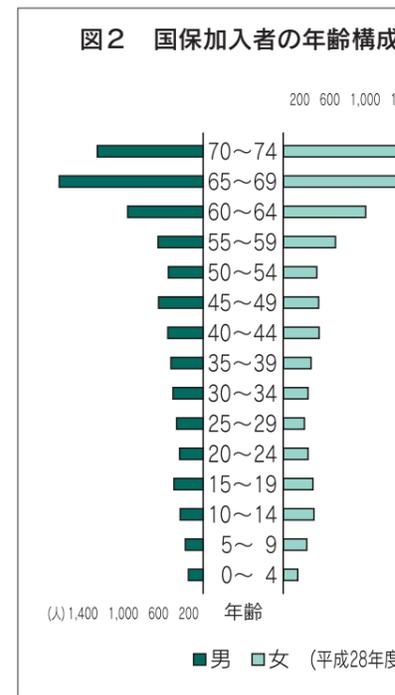
科目	平成29年度当初予算	
	金額(円)	割合
歳出		
介護納付金	369,185,000	
国保税(介護分)	118,755,000	32.2%
国庫支出金	158,539,000	42.9%
歳入		
県支出金	22,533,000	6.1%
法定繰入金	25,173,000	6.8%
歳入合計	325,000,000	88.0%
収支差	△44,185,000	

図5は、1人当たりの介護納付金の推移を示している。介護納付金は年々増加傾向にあるが、国保税だけではカバーできず、国庫や県からの補助金に依存している。表3は、介護納付金とその財源を比較したものである。国保税は32.2%に占め、国庫支出金は42.9%に占めている。市では、医療費が増加しているにもかかわらず、国保税だけではカバーできず、国庫や県からの補助金に依存している。図5は、1人当たりの介護納付金の推移を示している。介護納付金は年々増加傾向にあるが、国保税だけではカバーできず、国庫や県からの補助金に依存している。

国保には、自営業者や農業者とその家族のほか、被用者保険に加入していた人が定年などで退職した場合に加入することになります。図2は、本市国保の加入者の年齢構成を示している。高齢者の割合が非常に高くなっています。図3は、1人当たりの医療費と国保税額(医療分)の推移を示している。医療費は年々増加傾向にあるが、国保税額は比較的安定している。

## 国保の特徴

医療保険には、会社などに勤めている人が加入する被用者保険(協会けんぽや共済組合など)と75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度、そのいずれにも加入していない人が加入する国民健康保険(国保)の3種類があり、本市での各保険の加入者の内訳は図1のとおりです。



## 国保の財政

本市では、医療費の支払いに充てる基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額のそれぞれについて、加入者の収入や資産に応じて負担する「応能割」としての所得割額を平成22年に改定しましたが、も

の加入者数では60歳以上の割合が52%に達しています。図3は、1人当たりの医療費と国保税額(医療分)の推移を示している。医療費は年々増加傾向にあるが、国保税額は比較的安定している。このように、医療費の増加は、国保税額だけではカバーできず、国庫や県からの補助金に依存している。

## 税率と税額

区分	改定前			改定後		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	5.90%	1.80%	1.40%	6.20%	2.20%	1.80%
資産割	21.00%	6.80%	6.70%	21.00%	6.80%	6.70%
均等割	23,200円	7,200円	9,300円	26,200円	9,400円	10,700円
平等割	21,800円	7,000円	5,600円	24,000円	8,000円	6,600円

今回の改定では、引き続き資産割を据え置くこととして、広く公平に負担をお願いするため、応能割を中心に見直しを行っています。図3は、1人当たりの医療費と国保税額(医療分)の推移を示している。医療費は年々増加傾向にあるが、国保税額は比較的安定している。

増加の一因となっています。図3は、最近8年間の加入者1人当たりの医療費とその財源となる国保税の推移です。平成20年度では約20万8千円だった医療費が年々上昇し、平成27年度には約26万3千円と8年間で約5万5千円、26%以上上昇しています。一方で、国保税額は平成20年度では約6万円、平成27年度は6万2千円でした。医療費が高騰しているにもかかわらず、国保税額は比較的安定している。